

○武蔵野市環境基本条例

平成11年3月19日条例第9号

改正

平成23年12月13日条例第29号

武蔵野市環境基本条例

私たちは、科学技術の進歩と社会経済の発展により人類史上かつてない豊かな生活を享受している。

しかし、今日の豊かな生活は、環境への負荷が大きい大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムによって成り立っており、廃棄物の著しい増大や緑の減少などの地域問題とともに、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題を引き起こしている。

今や私たちは、人類の存続にかかわる重大な課題に直面している。物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や社会経済システムを転換し、環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会を築いていかなければならない。とりわけ武蔵野市に暮らす私たちは、日々必要とする資源・エネルギー、食糧、工業製品などの確保や、その廃棄又は処理を他の地域や国々に依存していることを忘れてはならない。

私たちは、これまで受け継いできた環境を守り育み、将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、武蔵野市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全は、持続的な発展が可能な、環境と共生する都市を構築し、良好な環境を将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において推進されるとともに、市民、事業者及び市が協働することによって取り組まれなければならない。

(市、事業者及び市民の責務)

第3条 市は、環境の保全を図るため、市民及び事業者との連携に努めるとともに、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

3 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(基本的施策)

第4条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 公害を防止し、健康で安全な生活の確保を推進すること。
- (2) 自然環境を保全し、人と自然との触れ合いの確保を推進すること。
- (3) 資源の循環的利用及びエネルギーの効率的利用を推進すること。
- (4) 廃棄物の減量及び再利用を推進すること。
- (5) 環境に関する情報を提供するとともに、環境の保全に関する学習を推進すること。
- (6) 環境への負荷の低減に資するまちづくりを推進すること。
- (7) 環境への負荷の低減に資する人と物の移動手段の整備及び利用を推進すること。
- (8) 日常生活及び事業活動における環境への配慮に関する取組を推進すること。
- (9) 良好な景観の確保及び歴史的文化的遺産の保全を推進すること。
- (10) 環境の保全に関する広域的な協力を推進すること。
- (11) 地球環境の保全を推進すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関すること。

(環境基本計画)

第5条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）第2条第1項の規定により策定する武蔵野市長期計画を踏まえ、武蔵野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全について、目標及び施策の方向を定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ第16条の武蔵野市環境市民会議の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の実施にあたっての義務)

第6条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を実施するにあたっては、環境基本計画との

整合を図るものとする。

2 市は、施策を実施するにあたっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、市の環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書)

第7条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(緑豊かな環境の確保の推進)

第8条 市は、緑（樹林、樹木、農地、草花等をいう。）が有する環境の保全における機能を重視し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、緑の保護育成及び緑化推進に必要な措置を講ずるものとする。

(資源の消費抑制等の推進)

第9条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の消費抑制及び循環的利用、エネルギーの消費抑制及び効率的利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深め、これらの者による自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講じ、家庭、学校、地域及び職場における環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境の保全に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずることができるものとする。

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切な方法により提供するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全に必要な科学的知見の集積に努めるものとする。

(市民等の活動の促進)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体が行う自発的な環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第14条 市は、事業者が行う事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する取組が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(広域協力等の推進)

第15条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、国内及び国際交流において、環境の保全に関する協力の推進に努めるものとする。

(環境市民会議)

第16条 市の環境の保全に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、市長の附属機関として、市民、事業者等により構成する武蔵野市環境市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

2 市民会議は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 年次報告書に関すること。

(3) その他環境の保全についての基本的事項に関すること。

3 市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例の一部改正)

2 武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例（昭和60年3月武蔵野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則（平成23年12月13日条例第29号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に定める武蔵野市環境基本計画から適用し、同日前に定めた武蔵野市環境基本計画については、なお従前の例による。